

第九節 先の特許出願を参考すべき旨を主張する方法による特許出願

1. 先願参照出願

特許を受けようとする者は、願書に明細書及び必要な図面を添付することなく、その者がした特許出願（外国においてしたものも含む。以下、「先の特許出願」という）を参考すべき旨を主張する方法により、特許出願（以下、「先願参照出願」という）をすることができます（特38の3(1)）。

ただし、外国語書面出願、分割に係る新たな特許出願、出願変更に係る特許出願及び実用新案登録に基づく特許出願をする場合は除きます（特38の3(1)(6)）。

先願参照出願をすることができる者は、先の特許出願の出願時の特許出願人、出願後の承継人又は出願前の権利者です。先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であって、当該認証謄本等における出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、先願参照出願の願書に【その他】の欄を設け、先願参照出願をすることができる者である旨を記載します（様式第26備考30）。

〔記載例〕

【その他】先願参照出願の出願人「〇〇」は、先の特許出願「10-2022-00778」について特許を受ける権利を承継した者である。

2. 先願参照出願をすることができる時期

先の特許出願の時期にかかわらず、いつでも出願可能です。

3. 明細書等提出書により提出された明細書及び図面の法的位置付け

先願参照出願の願書を提出した日が出願日となり、明細書等提出書（後述5参照）により提出された明細書及び必要な図面は、願書に添付して提出されたものとみなされます（特38の3(5)）。ただし、明細書等提出書により提出された明細書及び必要な図面に記載した事項が、先の特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にない場合、出願は、明細書及び必要な図面を提出した時にしたものとみなされます（特38の3(4)）。

なお、明細書及び必要な図面が提出された日に出願日が繰り下がった場合、繰り下がった出願日より前におこなった手続は、遡及して却下になることはありません。

4. 参照すべき旨を主張する方法

先願参照出願をしようとする者は、その旨及び省令で定める事項を記載した書面を当該特許出願と同時に提出しなければなりませんが（特38の3(2)）、願書に以下の（1）及び（2）の情報を記載することで書面の提出を省略することができます（特施規27の10(1)(2)）。

- (1) 【特記事項】の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載します。
- (2) 【その他】の欄を設けて、先の特許出願に関する以下の事項を記載します。
 - ・先の特許出願をした国又は国際機関の名称

- ・先の特許出願の出願日

- ・先の特許出願の出願番号

なお、先の特許出願を複数参照することも可能です。

〔記載例〕先の特許出願を複数参照する場合

【その他】

(1) 〔先の特許出願の表示〕国名（カナダ）、出願日（2022年7月12日）、出願番号
(234567)

(2) 〔先の特許出願の表示〕国名（韓国）、出願日（2022年4月1日）、出願番号（1
0-2022-0007788）

5. 提出書面

(1) 明細書及び必要な図面の提出

明細書等提出書（特施規様式第37の2）により、明細書及び必要な図面を先願参照出願の日から4月以内に提出しなければなりません（特38の3(3)、特施規27の10(3)(6)）。

出願手数料とは別に、手数料として14,000円の納付が必要です（特195(2)、手数料令1(2)）。

(2) 先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文

物件提出書（特施規様式第22）により、先の特許出願の認証謄本等を先願参照出願の日から4月以内に提出しなければなりません（特38の3(3)、特施規27の10(3)(4)(7)）。

先の特許出願の認証謄本等が外国語で記載されている場合は、日本語による翻訳文も提出しなければなりません（特施規27の10(4)）。

6. 提出書面の省略

以下の場合、先の特許出願の認証謄本等の提出を省略することができます（特施規27の10(5)）。ただし、認証謄本が外国語で記載されている場合は、日本語による翻訳文の提出は省略できません。

(1) 先の特許出願の認証謄本等又はそれに相当するもの（優先権証明書等）が他の事件について既に特許庁に提出されている場合

(2) 優先権主張を伴う出願であって、世界知的所有権機関（W I P O）のデジタルアクセスサービス（D A S）等を通じて優先権証明書の電子交換が可能な場合

(3) 先の特許出願が日本国特許庁においてしたものである場合

先の特許出願の認証謄本等の提出を省略する場合は、願書又は明細書等提出書に【その他】の欄を設けてその旨を記載してください。

〔記載例〕

【その他】

先の特許出願「10-2022-007788」の認証謄本は、特願2000-00000000について、既に提出済である。

7. 願書の作成方法

特施規様式第26（第23条関係）

(特許印紙)

(14,000円)

【書類名】 特許願

【整理番号】

【特記事項】 特許法第38条の3第1項の規定による特許出願

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

(【国際特許分類】)

•

•

•

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【その他】

【提出物件の目録】

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 要約書 1

※ 手数料を特許印紙にて納付する場合は、願書の左上余白部に貼付してください。

※ 書面手続においては、手数料の納付において予納台帳、口座振替は利用できません。

また、指定立替納付の利用は特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

[備考]

1～28（略）

29 第27条の10第2項の規定により先の特許出願を参照すべき旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「特許法第38条の3第1項の規定による特許出願」と記載する。また、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、先の特許出願をした国又は国際機関の名称、先の特許出願の出願日及び先の特許出願の出願番号を記載する。

30 第27条の10第4項の規定により同項に規定する先の特許出願の認証謄本等を提出する場合であって、その先の特許出願の認証謄本等における特許出願人と先願参照出願の願書に記載した出願人が相違するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先

願参照出願の出願人は、先の特許出願の認証謄本における特許出願人からその発明について特許を受ける権利を承継した者である。」のように記載する。

31 第27条の10第5項の規定により同条第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「先の特許出願の認証謄本は、特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇について、既に提出済みである。」のように記載する。

32～41 (略)

8. 明細書等提出書の作成方法

特施規様式第37の2 (第27条の10関係)

(特許印紙)

(14,000円)

【書類名】 明細書等提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

・

・

・

(【手数料の表示】)

(【納付書番号】)

【その他】

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 (図面 1)

※ 手数料を特許印紙にて納付する場合は、明細書等提出書の左上余白部に貼付してください。

※ 書面手続においては、手数料の納付において予納台帳、口座振替は利用できません。

また、指定立替納付の利用は特許庁の窓口での書面手続に限定されます。

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。

特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

2 第27条の5第6項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第15の2の備考2、様式26の備考24及び31並びに様式第37の備考1と同様とする。

9. 物件提出書の作成方法

特施規様式第22（第14条、27条の5及び27条の10関係）

【書類名】	物件提出書		
(【提出日】)	令和	年	月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿		
【事件の表示】			
【出願番号】			
・			
・			
・			
【提出する物件】			
【物件名】	1. 先の特許出願の認証謄本	○通	
	2. 先の特許出願の認証謄本の翻訳文	○通	

[備考]

1～4 (略)

5 特許法第38条の3第3項の規定により第27条の10第4項に規定する先の特許出願の認証謄本等及びその日本語による翻訳文の提出を併せてするときは、【提出する物件】の欄に「1 先の特許出願の認証謄本 ○通」、「2 先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように提出物件ごとに行を改めて記載する。ただし、第27条の10第5項の規定により先の特許出願の認証謄本等の提出を省略するときは、「先の特許出願の認証謄本の翻訳文 ○通」のように記載する。

6 (略)